第３次朝倉市総合計画体系（案）

資料１

基本目標	分野	施策（施策の対象と意図（目指す姿））	SDGs	基本事業	対象	意図	重点分野	地方創生
1　災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり	防災 減災 防犯 都市基盤	1 防災・減災対策の推進 市民と行政が、防災、減災対策を推進し、被害が最小限に抑えられています。	施策ごとにＳＤＧｓで目指すゴールと関連づける	1　消防体制の充実	消防の	人員、施設装備及び消防水利が確保され、市民の生命・財産を守ることができています。	第３次総合計画で重点的に取り組む基本事業を重点分野として設定する	人口減少抑制や関係人口増加に関わる基本事業を、地方創生関連事業として設定する
				2　地域防災力の強化	市民が	災害時等に素早く迅速な情報を得ることができ、関係者が連携して、防災活動を推進するとともに、災害発生時に協力することができています。		
				3　防災意識の向上	市民の	災害に対する備えができ、被害を最小限にくい止められています。		
				4　市の防災体制の整備	行政が	災害への事前準備、発災時における迅速な対応や復旧のための体制が整っています。		
				5　土砂災害・浸水対策の推進	市内の災害危険箇所の	土砂崩れ、豪雨災害、浸水被害が発生しないような対策が進められています。		
		2 くらしの安全対策の推進 市民が、交通事故・犯罪にあわずに安全に暮らしています。		1　交通安全意識の啓発	市民が	交通安全に対する正しい知識を身につけ、交通安全に心がけています。		
				2　交通安全施設の整備と維持管理	交通安全施設が	適切に維持管理、整備され、交通の安全性が確保されています。		
				3　防犯対策の推進	防犯設備が	整備され、犯罪が起きにくい環境が整っています。		
				4　未成年者の非行・犯罪防止	未成年者が	地域の見守り活動等により、健全に育成され、犯罪に巻き込まれずに安心して暮らしています。		
				5　消費者保護の推進	市民が	安全・安心な消費生活をすることができています。		
		3 交通環境の充実 公共交通機関が維持され、生活交通が確保されています。		1　公共交通の利便性向上による利用促進	生活交通の運行ダイヤ、経路の	利便性が維持・改善され、市民が公共交通機関を利用しています。		
				2　公共交通の利用環境改善	駅やバス停が	便利で快適に利用できるよう改善されています。		
		4 道路の整備 自動車利用者・自転車利用者・歩行者が、市内外へ円滑に移動できる安全な道路環境になっています。		1　道路・橋りょうの維持管理	市内の道路・橋りょうが	適切に維持管理され、安全で安心して通行出来るようになっています。		
				2　生活道路・基幹道路の整備	生活道路や基幹道路が	整備され、集落内や集落間を円滑に移動出来る道路環境になっています。		
		5 住環境の充実 市域が、適正に土地活用され、良好な住環境が整備されています。		1　市街地の活性化	市街地の住居系・商業系用途地域の	利便性改善、土地の有効利用により定住人口が増加しています。		
				2　適正な土地利用の推進	市街地以外の市域について	法令を遵守し、近隣の住環境と調和した開発が進められています。		
				3　公園の整備・管理の充実	市民、公園利用者が	適正な公園管理により、安全安心に憩いの場としての公園利用ができています。		
				4　家屋の適正管理と有効活用	市内の住宅が	安全なかたちで有効に利活用されています。		
		6 上水道の安定供給 市民が、上水道の水質と安定供給に満足しています。		1　安全な水道水の供給	市民に	安全な水道水が供給されています。		
				2　安定した水道水の供給	水道施設が	適正に維持管理がされ、安定的に水道水が供給されています。		
				3　県南受水の有効利用	行政が	県南受水を有効利用するための整備を進めています。		
				4　水道事業の経営安定化	水道事業が	安定的に経営されています。		
		7 下水道の整備 公共用水域の水質保全を図るために、適正な汚水処理をおこなう世帯が増えています。		1　公共下水道事業の推進	認可区域内の下水道が	整備され、利用が促進されることで、快適な住環境と適正な汚水処理がされています。		
				2　合併処理浄化槽の推進	市民が	合併浄化槽を設置し、快適な住環境と適正な汚水処理がされています。		
				3　下水道等施設の適切な維持管理	下水道等施設が	適切に維持管理されることにより、公共用水域の水質が保全されています。		
				4　下水道事業の経営安定化	下水道事業が	安定的に経営されています。		

第３次朝倉市総合計画体系（案）

資料１

基本目標	分野	施策 施策の対象と意図（目指す姿）	SDGs	基本事業	対象	意図	重点分野	地方創生
2 子どもから高齢者まで、健やかに笑顔があふれるまちづくり	子育て 保健 福祉 医療	8 結婚・出産・子育て支援の充実 出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでの包括的な支援体制が整い、楽しく安心して子どもを生み育てることができています。		1 出会いから結婚までの支援の充実	結婚を希望する人の	出会いの機会が確保されています。		
				2 保育サービス等の充実	子どもを産み育てようと思う人が	保育サービスや放課後の居場所の充実により、保護者が安心して子どもを預けられます。		
				3 親子の健やかな成長支援	妊婦と乳幼児の保護者が	適切な健康管理をおこない、子どもが健やかに成長しています。		
				4 子育て不安の軽減	妊婦と子育て中の保護者の	妊娠期から子育て期までの不安や負担が軽減され、楽しんで子育てができています。		
				5 児童発達支援の充実	支援を必要とする子どもが	適性に応じたサービスや支援を受けられ、成長しています。		
				6 子どもの人権尊重	子どもの	人権が守られ、健やかに成長しています。		
		9 健康づくりの推進 市民が、生涯を通じて健康でこころ豊かに暮らすことができています。		1 生活習慣の改善	市民が	良い生活習慣を実践しています。		
				2 疾病の予防と健康管理	市民が	定期的に健診を受診し、自分の健康管理を行っています。		
				3 こころの健康づくり	市民の	こころの健康が保たれ、健やかに暮らしています。		
				4 地域医療体制の充実	市民が	安心して医療を受けることができています。		
				5 感染症対策の推進	市民が	基本的な感染症対策を実践するとともに、予防接種による感染症予防ができています。		
				6 国民健康保険制度の適正な運営	国民健康保険被保険者が	保険制度の理解と適正な受診をおこなうことで、保険制度が適正に運用されています。		
		10 高齢者福祉の充実 高齢者が、健康で長生きでき、地域の支えあいにより安心して生活できています。		1 健康づくりの推進	高齢者が	住み慣れた地域で可能な限り心身ともに健康でいきいきと暮らすことができています。		
				2 介護予防・日常生活支援の充実	要支援認定者・事業対象者が	介護が必要とならないように予防し、また介護が必要となっても自立した日常生活を送ることができています。		
				3 生きがいづくりと社会参加の推進	高齢者が	やりがいや生きがいを持ち、心豊かな生活を送ることができています。		
				4 包括的な支援体制の強化	高齢者が	地域包括支援センターの充実により、住み慣れた地域で、高齢者の人権が守られ、安全・安心な自分らしい暮らしができています。		
				5 認知症高齢者への支援の充実	市民が	認知症になっても、見守られて安心して暮らせるまちになっています。		
				6 医療と介護の連携	高齢者が	在宅医療と介護が連携したサービスを受けられています。		
				7 地域の実情に応じた生活支援体制の整備	高齢者が	地域の実情に応じた生活支援サービス（地域主体、行政主体）を受けることができています。		
				8 後期高齢者保険制度の適正な運営	後期高齢者保険被保険者が	保険制度の理解と適正な受診をおこなうことで、保険制度が適正に運用されています。		
				9 介護保険制度の適正な運営	介護保険被保険者が	保険制度の理解と適正な受給をおこなうことで、保険制度が適正に運用されています。		
		11 障がい者福祉の充実 障がい者・児が、安心して地域で自立した生活ができています。		1 自立支援の促進	障がい者・児が	障がいの特性や能力に応じて適正なサービスを受けられ、自立が促進されています。		
				2 自立生活に向けた経済的支援	障がい者・児が	自立支援医療による助成を受け、経済的負担が軽減されています。		
				3 社会参加促進と就労支援	障がい者・児が	自分にあった働き方ができたり、社会参加が促進されています。		
				4 障がい者の人権尊重	障がい者・児の	人権が守られています。		

第３次朝倉市総合計画体系(案)

資料1

基本目標	分野	施策 施策の対象と意図（目指す姿）	SDGs	基本事業	対象	意図	重点分野	地方創生
		12 地域福祉の充実 包括的な支援や住民同士の助け合いで、互いに支え合うまちづくりが進められています。		1 包括的な相談支援体制の整備	市民が	様々な相談をすることができています。		
				2 見守りや支え合いの促進	市民、地域による	見守り、支え合いの活動が促進されています。		
				3 地域福祉の担い手育成	市民が	支えあいの重要性を理解し、福祉活動に積極的に参加しています。		
				4 生活保護世帯への自立支援	生活保護世帯の	最低限度の生活が保障され、就労支援により自立が促進されています。		
				5 生活困窮者への自立支援	生活困窮者が	個人の状況に応じた支援により、自立が促進されています。		
				6 公営住宅の提供	住宅に困窮する低額所得者が	適切な維持管理がされた低廉な家賃の住宅に住むことができています。		
3 次世代につなぐ環境にやさしいまちづくり	環境	13 自然環境・生活環境の保全 市民、事業者、行政が、脱炭素及び環境保全に取り組み、自然に負荷をかけないまちづくりが進んでいます。		1 地球温暖化対策の推進	市民、事業者、行政が	省エネや再生エネルギーの活用を増やし、脱炭素が進んでいます。		
				2 環境保全の啓発・推進	市民、地域、行政が	環境保全活動に取り組み、自然が保全されています。		
				3 森林の保全	森林の	水源のかん養機能、温暖化の緩和、災害の防止等が発揮されるよう整備されています。		
				4 水環境の保全	市民が	水質が保全されるとともに、地下水量に不安なく、安心して暮らすことができています。		
				5 生活系公害対策の推進	市民が	ルールやマナーを守り、良い生活環境が保たれています。		
				6 事業系公害対策の推進	事業者が	法令に沿って各種の基準を順守し、公害の発生が防止されています。		
		14 循環型社会の構築 市民、事業者、行政が、廃棄物処理にかかる自然負荷（エネルギー使用、二酸化炭素の排出）を低減させ、循環型社会が構築されています。		1 ごみ減量の推進	市民、事業者からの	廃棄物の発生が抑制されています。		
				2 リサイクルの推進	市民、事業者が	ごみの分別やリサイクルに取り組んでいます。		
				3 ごみ処理の適正化	行政が	適正かつ効率的なごみ処理を行っています。		
				4 し尿の適正処理とリサイクルの推進	し尿・浄化槽汚泥等が	安全で適切に処理され、リサイクルが進んでいます。		
4 活力ある産業と魅力的な観光資源があるまちづくり	農林業 商工業 観光	15 農林業の振興 農林業従事者の生産性が高まり、農作物の販売額が向上しています。		1 地域農業を支える多様な担い手の育成・確保	農業生産者	中核的な農業生産者を主として、多様な担い手が育成・確保されています。		
				2 持続的な営農への支援	農業生産者等の	持続的な営農が行われ、市内の耕作面積が確保されています。		
				3 多様な農産物の生産による農業の振興	農業生産者が	消費者ニーズや地域の自然条件を活かした多様な農産物を生産しています。		
				4 環境に配慮した農業の推進	農業生産者が	自然環境への負担を軽減した資源循環型農業を行っています。		
				5 魅力ある朝倉ブランドの推進	農業生産者が	産地化や付加価値の高い農産物の品目数を増やしています。		
				6 農林業基盤の整備	農地、農業用施設、林道が	災害復旧されるとともに、適切な維持管理、改修により、生産しやすい農林業基盤となっています。		
				7 地産地消の推進	市民、市内業者が	地産地消の推進を通して農業への理解を深めています。		
				8 林業の振興	林業事業体の	林業による経営が成り立っています。		
		16 商工業の振興 企業誘致や中小企業の振興により活性化されています。		1 中小企業の振興	市内中小企業が	経営改善・事業承継の支援や公的支援制度活用等により、中小企業の振興が図られています。		
				2 企業誘致の推進	市内外企業が	市内に進出、移転、増設しています。		
				3 就業の場の創出	市内で就業したい人が	働く場の新たな創出や地元企業とのマッチングにより、市内で就業できています。		
		17 観光の振興 朝倉市の観光資源の魅力が高まり、市外からの滞在人口、交流人口が増加しています。		1 魅力・PRの推進	市外の人へ	朝倉市の魅力を情報発信し、朝倉市の魅力に関する認知度が高まっています。		
				2 観光情報提供の充実	朝倉市を認知した人が	朝倉市の観光情報を自ら調べて、朝倉市への関心、来訪意欲が高まっています。		
				3 観光資源の活用	朝倉市への来訪者が	市内の各種観光資源により、充実した観光ができています。		
				4 水をテーマとした観光推進	市民、市外の人が、	朝倉市の水資源に関するテーマについて、観光、体験、学びができています。		

第３次朝倉市総合計画体系（案）

資料１

基本目標	分野	施策 / 施策の対象と意図（目指す姿）	SDGs	基本事業	対象	意図	重点分野	地方創生
5 生きる力を育み、生涯成長できるまちづくり	学校教育 生涯学習 スポーツ 文化 歴史	18 学校教育の充実 児童・生徒が確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく身につけながら、学校で楽しく充実して学んでいます。		1 確かな学力の育成	児童・生徒が	夢や目標に向かって主体的に学び、学力が向上しています。		
				2 豊かな心の育成	児童・生徒が	自分の良さを認識し、喜びや痛みを分かち合いながら、心が豊かに成長しています。		
				3 健やかな体の育成	児童・生徒が	基本的生活習慣を身につけ、食と運動の重要性を認識し、健やかに成長しています。		
				4 開かれた学校づくり	児童・生徒、保護者、地域住民が、	関係機関と連携し、保護者や地域に開かれ、信頼された学校となり、児童・生徒が朝倉市の現在、過去、未来に関心を持ち、郷土を理解しながら成長しています。		
				5 教育環境の充実	児童・生徒、教職員が	整えられた学校環境で安全に学び、働くことが出来ています。		
				6 教育支援の充実	教職員、児童・生徒、保護者が	教職員の資質が向上するとともに、教育相談や不登校児童・生徒が望む支援を受けることができています。		
		19 歴史の継承と文化・生涯学習・スポーツの振興 市民が学ぶ機会が十分にあり、歴史的・文化的活動や生涯学習活動ならびにスポーツ・活動に積極的に参加しています。		1 生涯学習の推進	市民の	生涯学習の機会が十分にあり、継続的に活動を行うことができています。		
				2 スポーツの推進	市民の	スポーツの機会が十分にあり、継続的にスポーツを行うことができています。		
				3 読書活動の推進	市民が	読書をする多様な環境が整い、読書に親しんでいます。		
				4 文化芸術活動の推進	市民が	多様な文化芸術にふれる機会が十分にあり、鑑賞できるとともに、自ら文化芸術活動に参加する人が増加しています。		
				5 文化財の保存と活用	朝倉市に関係する文化財が	適切に保存・研究・整備・活用され、市民に認識されています。		
6 すべての市民が尊重され支えあう、持続可能なまちづくり	人権 男女共同参画 協働 コミュニティ 行財政運営	20 人権の尊重と多様性社会の推進 市民一人ひとりの人権が尊重され、お互いの多様性を認めあう人が増えています。		1 教育・啓発の推進	市民が	講演会、各種研修会、出前講座を通じて、様々な人権について学んでいます。		
				2 人権・同和問題に関する相談・支援体制の充実	市民が	同和問題をはじめとする様々な人権侵害・人権問題について相談できています。		
				3 男女共同参画の推進と多様性の理解	市民が	あらゆる分野において、男女共同参画が推進されていると感じるとともに、性の多様性を理解しています。		
		21 市民協働と活気ある地域づくりの推進 市民が、自ら暮らす地域を自らの力でよりよくしていく活動に参加し、活気ある地域づくりが進んでいます。		1 地域コミュニティ活動の活性化	市民が	地域コミュニティ活動に参加し、活動が活性化しています。		
				2 市民活動の活性化	市民が	ボランティア活動や市民活動に参加し、活動が活性化しています。		
				3 移住者増加による地域活性化の促進	移住者、市外在住者に	朝倉市への移住を促すことで、地域の活性化や集落機能の向上につながっています。		
		22 効率的な行財政運営 効率的な行財政運営を行っています。		1 成果に基づく行政経営の推進	行政が	成果志向の行政経営を効果的、効率的に行っています。		
				2 持続可能な財政運営	市の財政が	自主財源の安定的な確保を図るとともに、適正な予算編成・執行により、持続可能な財政運営となっています。		
				3 職員の人材育成と組織運営	市職員、市の組織が	多様化・高度化するニーズに対応できる職員を育成し、効率的な組織で安心して働ける職場になっています。		
				4 利便性の高い行政サービス・自治体ＤＸの推進	行政が	迅速・確実で利便性と利用価値の高い行政サービスを提供できています。		
				5 積極的な情報発信と広聴の充実	市民・市外の人に	市の情報が的確に伝わり、市に対する意見が届きやすくなっています。		
				6 公共施設等マネジメントの推進	公共施設等が	適正に維持管理され、行政機能が低下しないような建替、更新が計画的に行われています。		
		23 適切な事務の遂行 適切に行政事務を執行しています。		1 円滑な議会運営支援	行政が	適切に議会事務を行い、円滑な議会運営をサポートしています。		
				2 適正な選挙事務の執行	行政が	適正に選挙事務を執行しています。		
				3 適正な監査事務の執行	行政が	法令を遵守し、適正な事務を行っています。		
				4 適正な会計事務の執行	行政が	適正な会計処理を行っています。		
				5 適切な情報資産の管理	行政が	適切に行政情報・個人情報を管理・保護しています。		
				6 情報公開・個人情報保護の推進	行政が	情報公開・個人情報開示請求に係る適切な開示決定等をしています。		
				7 適正な課税	行政が	課税資料に基づき、適正な課税を行っています。		